

臨時報告書

太陽毛絲紡績株式会社

203015

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年7月14日
【会社名】	太陽毛絲紡績株式会社
【英訳名】	TAIYO WOOLEN SPINNING Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 正治
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市上青木五丁目5番9号
【電話番号】	(048)265-2414(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 持田 一夫
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市上青木五丁目5番9号
【電話番号】	(048)265-2414(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 持田 一夫
【縦覧に供する場所】	日本証券業協会 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【提出理由】

当社は、平成16年7月14日開催の当社取締役会において、当社と当社の全額出資子会社である太陽流通株式会社が、平成16年9月1日を期して合併することを決定し、平成16年7月14日合併契約書に調印いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称	太陽流通株式会社
住所	埼玉県川口市上青木五丁目5番9号
代表者の氏名	代表取締役 渡邊 義郎
資本金	10百万円
事業の内容	不動産の賃貸・管理

(2) 当該合併の目的

当社は、毛糸および毛織物、その他各種繊維製品の企画、製造および販売ならびに不動産の賃貸・管理を主たる事業としております。太陽流通株式会社は設立後の経済情勢の変化により、現在では不動産の賃貸・管理を主たる事業としております。

当社はグループ再編の一環として、管理業務の重複を無くし、収益性の向上を図ることを目的として、太陽流通株式会社を吸収合併し、不動産の賃貸・管理を当社に集約いたします。

(3) 当該合併の方法および合併契約の内容

当該合併の方法

太陽毛織紡績株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、太陽流通株式会社は解散いたします。なお、商法第413条ノ3に基づく「簡易合併」の方式を採り、太陽毛織紡績株式会社は商法第408条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

また、全額出資子会社との合併であり、合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払は行いません。

合併契約の内容

平成16年7月14日に締結いたしました合併契約書は次のとおりであります。

合併契約書

太陽毛織紡績株式会社（以下、甲という）と太陽流通株式会社（以下、乙という）は、合併に関し、次の通り契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲と乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際して発行する株式）

第2条 甲は乙の全株式を所有しているので、合併による新株式の発行は行わない。

（資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金）

第3条

（1）甲は、合併により資本金の増加は行わない。

（2）甲は、合併により資本準備金、利益準備金、任意積立金の増加は行わない。

（合併承認総会）

第4条 乙は平成16年7月29日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

2 甲は、商法第413条ノ3第1項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併期日）

第5条 合併期日は、平成16年9月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、平成16年8月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、合併期日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ、甲乙協議のうえこれを実行する。

(合併前に就職した甲の取締役及び監査役の任期)

第8条 甲の取締役及び監査役であって、合併前に就職したものは、商法第414条ノ3の規定にかかわらず、その任期は、甲の定款第18条及び第19条の定めに従う。

(従業員の処遇)

第9条 甲は乙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし勤続年数については、乙における年数を通算する。その他細目については甲乙協議のうえ定める。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変、その他の事由により甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動要因となる事由が生じるときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第11条 本契約は、第4条第1項に定める乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定められるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年7月14日

甲：埼玉県川口市上青木五丁目5番9号
太陽毛絲紡績株式会社
代表取締役 内山 正治

乙：埼玉県川口市上青木五丁目5番9号
太陽流通株式会社
代表取締役 渡邊 義郎

以 上